

施設種類ごとの配置方針【抜粋版】

(1) コミュニティ系施設(小規模な貸館)

【該当施設：大江山農村環境改善センター】 利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- コミュニティ系施設は、それぞれ設置目的は異なるものの、貸館機能を有する地域密着型の施設として共通の性格を有しています。
- そのことから、まずは、公平にサービスを提供する仕組みを整えるとともに、運営面での改善を進めることなどにより利用率の向上を図ります。
- また、施設を安全に利用できる間は有効活用を図りつつ、将来的には、地域における活動に必要な拠点の確保を基本とし、原則地域に1施設をめざし、集約化など再編を進めます。
- ただし、再編の検討に当たっては、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。
- また、特定の自治会の集会所として利用されるなど、一部の地域住民に利用が限定されている施設については、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などについて検討します。

(2)図書館

【該当施設：大江山地区図書室】 利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 「第二次新潟市立図書館ビジョン」の目指す図書館像を踏まえて、効率的・効果的な施設配置及び運営を目指し、中央図書館と各区中心図書館、地区図書館、地区図書室の各機能を果たせるよう、各施設の利用状況や地域性を配慮し、地域と共に施設配置や運営を検討します。

- 地区図書室

近隣に図書館未設置の地域住民への図書貸出を行います。

今後も、利用の少ない地区図書室のブックパック（団体貸出）の活用や地域移管等を検討し、地域の協力を得て団体貸出を推進します。

(3) ひまわりクラブ(放課後児童クラブ)

【該当施設：大淵ひまわりクラブ・丸山ひまわりクラブ】利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。今後も利用児童数の増加に対応し、小学校内の余裕教室の活用を基本とし、状況に応じてその他の施設も活用しながら放課後児童クラブの整備を行っていきます。
- 放課後児童クラブを整備するうえで、立地条件を以下とします。
 - ① 小学校の余裕教室の活用や小学校更新時などの複合化を第一に優先します。
 - ② 余裕教室が生じる見込みのない場合は、まず、小学校敷地内での整備を検討します。
 - ③ 小学校敷地内での整備が見込めない場合、近隣の既存公共施設や民間施設の活用を検討します。
 - ④ 近隣の既存公共施設や民間施設の活用が見込めない場合、近隣の公共用地での整備を検討します。
- 余裕教室の活用は、小学校の大規模改修などの予定がある場合はそれに合わせて改修を検討します。
- 小学校の敷地内などに整備する場合は、将来の利用需要を考慮した上で、適切な規模を検討します。

(4)高齡者福祉施設

【該当施設：老人憩の家大淵荘・老人憩の家大江山荘】利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 高齡者福祉施策全体の中で、必要性が薄れたサービスは廃止し、今後のニーズに合わせたサービス提供の組替を行います。

ただし、施設を安全に利用できる間は、市民が求める高齡者サービスや多世代交流の場としての利用も含め、施設の有効利用を図ります。

- 今後、施設の集約化や複合化、サービスの存続を検討する際には、人口規模やサービス圏域の面積、施設の利用状況を考慮しつつ、地域との合意形成を図りながら実情に合わせた検討を行います。

- 老人憩の家について

平成18年度の「新潟市老人憩の家運営事業検討委員会」でまとめられた提言に基づき、多世代交流の場としての活用など現施設の有効活用を図りながら引き続き運営を行います。

現在の利用者の精神的・身体的健康への寄与につながっており、早急な縮小や廃止は困難ですが、今後の施設・設備の補修等は必要最小限とし、入浴設備は更新せず、老朽化や利用率が著しく低い施設は、廃止を検討します。

また、将来的には公共施設の再編を進める中で地域住民のだれもが利用できる拠点施設への機能移転を進め、拠点施設に老人憩の家の機能が移転した段階で、当該地域に設置されている老人憩の家は役割を終えて廃止します。

(5)小中学校

【該当施設：大淵小学校・丸山小学校・大江山中学校】利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 子どもたちが公平で良好な教育環境で学べるよう、すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます。
- 適正配置を進めるにあたっては、小規模校は統合を基本に、大規模校は分離新設や通学区域の変更、増築などで対応することとしますが、学校や地域にはさまざまな状況がありますので、それぞれの学校の実情に応じて協議します。
- 学校は教育施設であるとともに、地域コミュニティの拠点となっており、地域の皆さんにとって学校の適正配置は大きな課題です。
- 学校適正配置については、本市が進めている教育のあり方について地域（通学区域）の皆さんと十分意見交換を行い、地域の合意をもとに進めていきます。
- 小規模の中でも複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校、また大規模校の中でも教室の不足が見込まれる学校など、学校適正配置を進める緊急性の高い学校から協議を始めます。
- また、適正配置の検討について要望が強い地域や、校舎の老朽化など、施設の安全を確保するため整備が必要な場合は、優先して協議を始めます。
- 施設の利活用については、教育活動が実施されていない時間や場所において、市民の文化スポーツ活動の場や、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなどに活用されています。今後も他都市の事例を参考にして、各校の教育活動や学校運営に支障がないよう、利活用のあり方について検討していきます。